

2022年8月17日

各 位

株式会社 オウケイウェイヴ
代表取締役社長 福田道夫
(コード番号:3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 取締役 野崎正徳
電話番号 03-6823-4306

当社株主による嚴重抗議書（クオカード贈呈の中止要請）に対する 回答に関するお知らせ

2022年8月12日付「当社株主に対する警告書の送付と同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ」及び同月15日付「2回目となる当社株主に対する警告文の送付と同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、当社株主の杉浦元氏（以下「本株主」といいます。）に対して、同氏が繰り返し違法行為及び委任状勧誘規制の違反行為を行っていることから、警告文を送付し、併せて、同月25日に開催予定の当社臨時株主総会（以下「本総会」といいます。）において議決権行使を行うことができる当社株主の皆様に対して、同氏が行う委任状勧誘行為について注意喚起をいたしました。

また、同月16日付「当社株主のインターネット上の投稿に対する当社意見の表明及び注意喚起に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、本株主が、当社が既に2020年9月29日開催の第21回定時株主総会以降3回の株主総会にわたり実施している、本総会において議案に対する賛否と行使方法を問わず議決権行使を行う株主に対して500円分のQUOカードを交付すること（以下「本QUOカード交付」といいます。）が会社法違反であると断定する投稿（以下「本件投稿」といいます。）の存在を確認したことから、同日付で、本株主に対して、本件投稿に対する抗議する当社意見の表明を行うとともに、併せて、本総会において議決権行使を行うことができる当社株主の皆様に対して、本株主による委任状勧誘行為の一環として行われた本件投稿について注意喚起をいたしました。

このような状況下で、今般、当社は、本株主より、同月15日付「嚴重抗議書（クオカード贈呈の中止要請）」なる書面（以下「本書面」といいます）を受領いたしました。本株主から、本書面を当社ホームページ上に開示することを求められていますところ、本来一株主からのかかる要望に応じる義務はありません。しかし、本書面には本総会における決議方法の適法性・公正性に関する内容も含まれることから、一定の範囲で質問と回答を事前に開示することは株主の皆様全員にとって本総会において当社が適正手続きを履践していることの参考になると考え、下記のとおり、当社の回答をお知らせいたします。なお、本書面に記載内容が変更しない範囲内で、読みやすいように、表現の統一を図っております。

記

貴社もご認識のとおり、現在、本総会に向けて、貴社（現経営陣）及び提案株主（本株主）との間で、熾烈な委任状勧誘が繰り広げられております。そのような中、貴社が各株主に送付した2022年8月10日付「臨時株主総会招集ご通知」（以下「本招集通知」といいます。）において、議決権を有効に行使した株主に対してクオカード（500円分）を贈呈する旨が、太字で目立つように、記載されていることが認められました。

その点、本QUOカード交付は、会社法120条1項が禁止する株主への利益供与に該当することは明らかです。

具体的に、本招集通知の1枚目には、クオカード贈呈の案内文に加えて、「当社取締役会は、株主から提案された第2号議案、第3号議案、第4号議案についていずれも反対しております。」と下線を引き強調し、さらに、その3枚目においては、「当社取締役会は、第2号議案、第3号議案、第4号議案に 反対 しております。」、「当社取締役会の意見にご賛同いただける株主の皆様におかれましては、第2号議案、第3号議案、第4号議案に「反対」の議決権行使をしていただきますよう、お願い申し上げます。」と下線を引くだけでなく、わざわざ他の文字よりもフォントサイズを拡大して強調（「反対」の2文字についてはさらに拡大させてより強調）することによって、会社（現経営陣）がクオカードの贈呈を前提に、株主に向けて現経営陣の意向に沿った議決権行使を促すこと、すなわち、本QUOカード交付は、クオカードの贈呈と「会社提案に賛成」・「株主提案に反対」の議決権行使結果を結びつける効果を狙って行われたものであると言うほかありません。

加えて、本招集通知に同封された議決権行使書面には、「議案につき賛否の表示のない場合は、会社提案について賛、株主からのご提案については否の意思表示があったものとしてお取扱いたします。」の文言が記載されていることから、中立の立場にある株主においても、クオカードの贈呈に誘因される形で、白紙のまま議決権行使書を貴社に送付する可能性も否定できず、そのため現経営陣のみに有利に働くという意味においても、各議案の成否に与える影響も決して小さくはありません。

以上の通り、本QUOカード交付は、会社法120条1項が禁止する会社から株主への利益供与に該当すること、そして、本総会において、仮に貴社経営陣が推薦する取締役候補者の選任議案（第1号議案）が承認可決されたとしても、当該決議の方法が、法令に違反し又は著しく不公正なものとして、決議取消事由（会社法831条1項1号）に該当することは明らかと言えます（東京地裁平成19年12月6日金融・商事判例1281号37頁参照。）。したがって、本株主は、至急、本QUOカード交付を中止し、すでに、貴社が委任状勧誘した株主、及び貴社に対し議決権を行使した株主への連絡することを貴社（現経営陣）に対し求めます。

万が一、貴社が、本中止要請を無視し、本QUOカード交付を断行した場合には、貴社現経営陣に対し、会社法120条4項に定める利益供与額の返還を求めるのはもちろん、これにより本総会において、不公正な決議がなされた場合には、提案株主らが被った損害を賠償する責任追及訴訟を提訴せざるを得ないことをご承知おきください。

当社回答

8月16日付「当社株主のインターネット上の投稿に対する当社意見の表明及び注意喚起に関するお知らせ」に記載のとおり、当社では、本QUOカード交付について、本株主が指摘する会社法120条違反の問題は生じないものと認識しております。

QUOカードの交付は、既に当社が2020年9月29日開催の第21回定時株主総会、2021年6月28日開催の臨時株主総会、同年9月28日開催の第22回定時株主総会にて実施しているものであり、2022年8月25日に予定されている臨時株主総会において初めて実施するものではありません。QUOカードの金額につきましても、従前の株主総会における金額と同額（500円）であり、社会通

念上許容される相当な金額です。

第7波の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主の皆様のご健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただく代わりに、議決権行使書による事前の議決権行使をお願いし、かかる主旨から、当日出席いただく株主様へのお土産を廃止し、議決権を有効に行使いただきました株主様全員に対し、会社提案、株主提案のいずれの賛否を問わず、また一部行使の場合を含め、事前の議決権行使書による行使、当日の出席による行使、委任状による行使を問わず、500円分のQ U Oカードを贈呈させていただくとしたものであり、本Q U Oカードの交付と会社議案への賛成とを結びつけているものではないことは明らかです。

一方、本株主が指摘する「東京地裁平成19年12月6日金融・商事判例1281号37頁参照」、すなわち「モリテックス事件」の裁判例は、Q U Oカードの提供が当該株主総会において初めて行ったものであり、株主に郵送されたはがきに会社提案への賛同とQ U Oカードの贈呈の相互の関連性を印象付ける記載などがなされていた事案であり、本総会における本Q U Oカードの交付とは全く事案を異にするものです。

よって、当社では、本株主が指摘する会社法120条違反の問題は生じないものと認識しております。

なお、本株主は、本書面において、本招集通知で「議決権を有効に行使した株主に対してクオカード（500円分）を贈呈する旨が、太字で目立つように、記載されている」と記載しておりますが、「【ご来場自粛及び事前議決権行使のお願い】」の段落全てが太字となっており、本Q U Oカード交付のみ強調しているような記載はありません。

以上が本書面に対する当社の回答となりますが、新たに本株主は以下のとおりnoteでの投稿（以下「note投稿」といいます。）で同様の主張をしております。note投稿に対する当社の見解等を記載いたします。

1. 本株主のnote投稿の記載内容

本株主は、本件投稿と同様の主張を繰り返しており、2022年8月16日14時37分の「泥仕合の様相を呈してきました。。」と題するnote投稿において、本Q U Oカード交付について、「会社法120条1項が禁止する会社から株主への利益供与にあたり、仮に会社提案の第1号議案が承認可決された場合には無効になります。」、「個人的には、株主の方に対して金品を使って買収のような行為を行うというのは、卑怯なだけでなく、今この状況で真剣に議決権を行使しようと思っている、迷っている株主の方を馬鹿にしているとも感じます。会社法まで犯して、株主から票を買い、なぜそこまで福田さんと野崎さんが取締役の地位に固執されているのか、いまだに私には理解できません。。。」と、あたかも当社が会社法違反を犯しているかのような断定的な記載を重ねており非常に遺憾です。

2. 委任状勧誘規制違反のおそれ

本件投稿及びnote投稿は本株主による委任状勧誘行為の一環として行われているところ、本件投稿及びnote投稿は、引用する裁判例と本件の上記当社回答で述べた明らかな事案の違いを説明せず、本件Q U Oカード交付が「会社法120条の禁止する利益供与にあたる」と断定的な法的評価を記載している点で、誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けており、金融商品取引法施行令第36条の4の「勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、

又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠けている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録を利用して、議決権の代理行使の勧誘を行ってはならない。」との委任状勧誘規制に違反するおそれがあります。

3. 抗議文の再送付について

以上のことから、当社は、本日、本株主に対して、直ちに note 投稿の訂正をインターネットにおいて掲載すること、及び、上記該当箇所の記載のある note 投稿を利用した委任状勧誘を行うことがないよう請求する抗議文を改めて送付いたしました。

当社は、本株主に対して、既に同株主の違法行為及び委任状勧誘規制違反に対して警告文を2回送付し、また、委任状勧誘規制違反のおそれがあるインターネット上での意見表明に対して抗議文も2回送付するに至っており、本株主が、本総会における当社株主の意思表示を不当に歪めることのないよう求めます。

4. 当社株主の皆様へ

当社は、note 投稿に対して抗議するとともに、本総会において議決権行使を行うことができる当社株主の皆様に対して、本株主が行う委任状勧誘行為の一環として行われた本件投稿について注意喚起をいたします。

なお、本株主が note 投稿を用いて委任状勧誘を行い続け、当社株主の皆様の投票行動に重大な影響が出た場合、本総会の株主総会決議が取消になる可能性があり、当社の企業経営に損失が発生する可能性があります。

5. 今後について

今後について 本総会の手続きについては、当社は、継続して、本株主に適法な手続きを履践するように求めてまいります。

以 上